

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、行政と教育・保育関係者や地域住民など様々な関係者等と連携することが重要です。

そのため、本計画の推進にあたっては、主管課や庁内関係課及び教育・保育関係者などと本計画の進捗状況や課題等の共有など、計画推進に必要な取組について検討する場が重要となります。

そのため、本計画策定にあたって設置した庁内での「検討部会」を活用することとします。

### 2. 計画の進行管理

本計画策定後、計画に記載されている施策・事業を所管する部署と共有し、当該部署は計画理念の基で施策・事業の実施状況等を毎年度点検・評価します。

計画担当部署である子ども課が、その点検・評価結果を収集・整理し、計画全体の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて取組の改善に努めます。

また、計画の進行管理にあたってはP D C Aサイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）のプロセスを踏まえて行うとともに、実施した評価については、広く市民に周知するために公表します。

